

【11月10日配布資料】

参考資料Ⅱ

金融商品の公正価値評価について

米国

取得原価主義
の定着

IFRS

取得原価主義
の定着

日本

取得原価主義
の定着

1973年

IASC (IASBの前身)
設立

注記において開示

1991年 ○
1992年 ●

BSIに計上

1993年 ○
1994年 ●

注記において開示

1995年 ○
1996年 ●

1997年 ○

包括利益に計上

1998年 ●

BSIに計上

1999年 ○

2000年 ●

2001年 ●

EUが国際会計基準
導入

包括利益に計上

2005年 ○

2007年 ●

全ての株式について、
評価差額を当期純利
益に計上 (選択制)

2009年 ○

2010年 ●

全ての株式について、
評価差額を当期純利
益に計上 (公開草案)

包括利益に計上
(連結のみ)

● 売買目的有価証券等
⇒ 評価差額を当期純
利益に計上

○ その他の有価証券
⇒ 評価差額をその他
の包括利益に計上。
実現時に当期純利
益に振替え計上。

(注)
○…会計基準公表
●…会計基準適用

(注) 米国、IFRS、日本のいずれにおいても、売買目的有価証券については、BS計上導入時に評価差額を当期純利益に計上。

公正価値の適用範囲①

		米国	IFRS	日本
株式	売買目的	公正価値		
	その他			
		非上場	原価・公正価値 ^(注1) 但し、全面公正価値を提案中	原価・公正価値
債券 (注2)	売買目的	公正価値		
	満期保有目的	原価		
	その他	公正価値		
デリバティブ		公正価値		
貸付金		原価又は公正価値	原価又は公正価値 (一定の条件下)	原価
金融負債		原価又は公正価値	原価又は公正価値 (一定の条件下)	原価

(注1) 米国では、株式については全て公正価値で評価し、評価差額を即時に当期純利益に計上する案が提案されている。

(注2) 新基準(IFRS9)では、債券について、基本的に利息目的で保有しているものは原価評価。それ以外の債券は、公正価値評価。

公正価値の適用範囲②

	米国	IFRS	日本
投資不動産	原価	原価又は 公正価値(毎期見直し)	原価
有形固定資産 (その他の不動産・ 機械等)	原価	原価又は 公正価値(定期的見直し)	原価
農業	原価又は公正価値	公正価値	原価

株式のリサイクリング

項目		米国	IFRS	日本
売買目的株式	評価差額	当期純利益		
売買目的以外の株式		その他の包括利益 (リサイクリングあり) ↓ [現在提案中] 当期純利益	その他の包括利益 (リサイクリングあり) ↓ 〔新基準(IFRS9) 適用後 ^(注) 〕 その他の包括利益 (リサイクリングなし) 又は 当期純利益	その他の包括利益 (リサイクリングあり)

(注) 2015年からの適用が暫定決定されている。